

農政第 546 号
令和3年10月21日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男 (公印省略)

令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様への
お願いについて(依頼)

本県農林行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に御協力いただきますとともに、度重なる協力要請のお願いにもかかわらず、関係者の皆様への周知に迅速に御対応いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では、令和3年10月1日から24日まで、段階的緩和措置等を実施しておりますが、現在、感染状況が落ち着いていることから、第70回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議(令和3年10月20日開催)において、イベント等の開催に係る要請等を除き、10月24日をもって段階的緩和措置等を終了することが決定されました。

10月25日以降の取り扱いにつきまして、引き続き関係者の皆様への周知をはじめ感染拡大防止対策に御協力くださるようお願い申し上げます。

記

○今回の依頼内容

1 前回の協力要請からの主な見直し内容

「イベント等の開催に係る要請」以外の段階的緩和措置等を終了。

ただし、10月25日以降も、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、下記の協力を依頼。

(1) 県民へのお願い

- ・ 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、特に大人数の会食を控えること。
- ・ 飲食等については、お客様の命を守る取組に参加する「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」認証店を利用すること。

(2) 事業者（施設管理者等を含む。）へのお願い

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、徹底した感染防止対策を講じること。
- ・ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場での「居場所の切り替わり」に注意し、休憩室、更衣室、喫煙室等での感染防止対策を徹底すること。
- ・ 人と人との間隔をできるだけ1 m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること。

(3) 飲食店等へのお願い

- ・ 人と人との間隔をできるだけ1 m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること。
- ・ 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得すること。

2 イベント等の開催に係る要請

令和3年10月25日（月）から10月30日（土）までは、今までの要請内容を継続すること。

その他の内容と詳細については、下記ホームページを御覧ください。

埼玉県HP【10月20日発表】

令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願いについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/notice/2021102001.html>